

中小企業委員会 & 労働関係講座 「改正高年齢者雇用安定法の実務解説」

2013年1月11日、弁護士の榎本英紀氏（石井・榎本総合法律事務所・経営法曹会議所属）を講師にお招きし、改正法に関する省令・指針・通達をふまえた企業の実務対策と留意点を解説いただいた。

【講義概略】

■改正高年齢法の全体像

- (1) 継続雇用制度の内容が拡張され、「特殊関係事業主」概念が導入された。
- (2) 「特殊関係事業主」の具体的範囲が省令に記載された。
- (3) 雇用確保措置の実施、運用に関する指針が策定された。
- (4) 「勧告」に従わない場合には企業名が公表されることとなった。

■改正労働契約法との関係

- (1) 改正労働契約法が適用されるのは有期契約。
- (2) 改正高年齢法は、純然たる有期契約は対象外。（但し、反復継続型有期契約は対象となる。）
- (3) 反復継続型有期雇用を含む定年後有期契約再雇用者は、改正労働契約法・改正高年齢法とも適用。

(4) 改正高年齢法により継続雇用の期待は高まるが、更新拒絶事由は厳格化。

(5) 改正労働契約法により無期契約転換申込権の行使を踏まえた労務管理施策の再構成が必要。

(6) いずれの改正法にも、規程整備（労施協定、労働契約書、就業規則など）が不可欠。

■省令・指針・通達のポイント

- (1) 省令…「特殊関係事業主」についての定め
- (2) 指針…再雇用拒否事由について
- (3) 通達…「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（厚労省 平成24年11月9日付 職発1109第2号を参照ください。厚労省HP）

講義の最後には、法対応に向けた具体的な制度変更の内容や対応期限などについて質疑応答がされた。

また、引き続き中小企業委員会では講師の榎本氏を囲み、より細かい質疑と意見交換を行った。

※法改正の詳細並びに「Q&A」は、厚生労働省のホームページでご確認ください。